

## 公的資格手当支給規程

### 第1条（総則）

この規程は、賃金規程第 条の規定に基づき、公的資格保有者に対して支給する公的資格手当に関する事項を定めるものである。

### 第2条（資格手当の目的）

公的資格手当は、社員の能力向上や自己啓発の一環としての公的資格の取得を推奨すると共に、その公的資格を活用した業務に従事することへの貢献度に対して報いることを目的とする。

### 第3条（対象資格および支給額）

対象となる公的資格およびその支給額は以下のとおりとする。

公的資格名称	支給額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

2．同種類の資格を複数保有する場合は、その上級資格の手当のみを支給するものとし、重複して支給することはない。

### 附 則

この規程は、 年 月 日から実施する。